

平成30年度小学部及び中学部を置く道立特別支援学校用教科用図書選定委員会 設置要綱

(平成30年5月31日教育長決定)

1 設置

教育庁に、平成30年度小学部及び中学部を置く道立特別支援学校用教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 任務

選定委員会は、小学部及び中学部を置く道立特別支援学校が平成31年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を選定し、その結果を教育長に報告する。

3 設置期間

平成30年5月31日から平成30年8月31日まで

4 委員

(1) 人数

10名以内

(2) 構成

ア 視覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の教頭、主幹教諭又は教諭	2名以内
イ 聴覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の教頭、主幹教諭又は教諭	2名以内
ウ 知的障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の教頭、主幹教諭又は教諭	2名以内
エ 肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の教頭、主幹教諭又は教諭	2名以内
オ 病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の教頭、主幹教諭又は教諭	2名以内

(3) 欠格条項

別記の欠格条項に該当する者は委員となることができない。

5 組織

(1) 選定委員会に委員長を置く。

(2) 委員長は、委員の互選により選出する。

(3) 委員長は、会務を総理する。

6 運営

(1) 選定委員会は、教育長が招集する。

(2) 教科用図書の選定については、平成30年4月25日付け北海道教科用図書選定審議会答申に基づき行うものとする。

(3) この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

7 その他

選定委員会の庶務は、学校教育局義務教育課義務教育グループ及び特別支援教育課学校教育指導グループにおいて行う。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。